

別表十六（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人の取替資産につき、取替法により当該取替資産の償却限度額等の計算を行う場合に記載します。この場合において、措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受けるときは、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載して添付します。

なお、この記載要領において、「圧縮記帳の適用を受ける場合」、「不足額調整割合」、「帳簿記載等差額」、「期末評価換え等」、「期中評価換え等」及び「評価換え等」とは、別表十六(一)の記載要領11(4)に定める「圧縮記帳の適用を受ける場合」及び「不足額調整割合」、同表の記載要領13に定める「帳簿記載等差額」並びに同表の記載要領14に定める「期末評価換え等」、「期中評価換え等」及び「評価換え等」をいいます。
- 2 当該事業年度において「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額31」の各欄に金額の記載がある減価償却資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合には、当該減価償却資産の当該各欄の金額の基因となる措置法第52条の2第2項《特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例》に規定する特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度又は同条第5項に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の適格合併等の日（同項に規定する適格合併等の日をいいます。）の属する事業年度の別表十六(五)「30」の金額に不足額調整割合を乗じて計算した金額を当該各欄の上段に内書として記載します。この場合において、「旧定率法又は定率法の償却額計算の基礎となる金額18」、「合計32」及び「翌期に繰り越すべき特別償却不足額45」の各欄の記載に当たっては、その内書きした金額を「17」及び「31」から控除して計算します。
- 3 「特別償却限度額30」の欄の括弧の中には、措置法又は震災特例法の規定による特別償却の割合を記載し、同欄の外書には、措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の規定の適用を受ける場合にその金額を記載します。
- 4 令第63条第2項《減価償却に関する明細書の添付》の規定の適用を受ける場合の同項に規定する合計額を記載した書類又は規則第27条の14後段《期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式》の規定の適用を受ける場合の同条に規定する合計した金額を記載した書類には、「2」から「6」まで、「10」から「12」まで、「14」、「15」、「17」、「20」、「22」、「25」、「27」、「48」及び「49」の各欄の記載は要しません。
- 5 法第31条第5項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する減価償却資産に該当する取替資産に帳簿記載等差額がある場合の記載については、次によります。
 - (1) 旧定額法又は定額法による償却額の計算をする場合にあっては、当該帳簿記載等差額を「前期からの繰越額41」の欄の上段に外書として記載します。この場合において、「42」から「44」までの各欄の記載に当たっては、「41」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算します。
 - (2) 旧定率法又は定率法による償却額の計算をする場合にあっては、当該帳簿記載等差額を「前期から繰り越した償却超過額15」及び「前期からの繰越額41」の各欄の上段にそれぞれ外書として記載します。この場合において、「合計16」の欄の記載に当たっては「15」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算し、「42」から「44」までの各欄の記載に当たっては「41」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算します。
- 6 当該事業年度前の各事業年度において期末評価換え等が行われた取替資産又は当該事業年度以前の各事業年度において期中評価換え等が行われた取替資産については、評価換え等によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額7」の欄の上段に外書として記載します。この場合において、

「差引取得価額9」の欄の記載に当たっては、その外書きした金額を「7」に含めて計算します。

また、令第48条第5項第3号ロ《減価償却資産の償却の方法》に規定する民事再生等評価換え若しくは同号ハに規定する非適格株式交換等時価評価又は同号ニに規定する通算時価評価若しくは令和2年6月改正令附則第11条第2項《減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置》に規定する連結時価評価によりその帳簿価額が減額された金額（当該減価償却資産について当該民事再生等評価換え若しくは非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度の直前

の事業年度までにした償却の額又は当該通算時価評価若しくは連結時価評価が行われた事業年度までにした償却の額のうち、各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該損金の額に算入されなかった金額を控除した残額）を「差引帳簿記載金額13」の欄の上段に外書として記載します。この場合において、「合計16」の欄の記載に当たっては、「13」からその外書きした金額を控除して計算します。